

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
2月6日  
(火曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

救急診療所でなくなった医療機関 (医務保険課) ..... 二

土地改良事業施行の同意 (農村整備課) ..... 三

家畜伝染病の発生の届出 (畜産振興課) ..... 三

指定施業要件の変更予定保安林 (周南市) (森林整備課) ..... 三

公告

一般競争入札の実施 (税務課) ..... 三

土地改良事業計画変更の協議に係る決定 (農村整備課) ..... 五

契約の締結 (物品管理課) ..... 五

### 山口県告示第五十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年二月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。



平成十九年二月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 栗田工業株式会社  
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目四番七号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 栗田工業株式会社山口事業所  
所在地 山口市佐山五番地の四
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (m <sup>3</sup> /時)	工事着手 予 定 手 年 月 日	工事完成 予 定 成 年 月 日	使用開始 予 定 始 年 月 日	使用時間 隔 間 時 日 当 た の 使 用 季 節 的 変 動 の 概 要
六五	三三	平成一九、 三、一	平成一九、 三、三二	平成一九、 四、一	連 続 二 二 時 間 変 動 な し

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

山口県告示第五十七号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第

平成十九年二月六日

山口県知事 二井 関成

一項に規定する診療所でなくなった。

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )								
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)					
七	八・五	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大			
		六・五	二〇	二〇	二五	一	一四	二〇	〇・一	〇・一	一〇五	二二七

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水処理施設	種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )										
		処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)						
"	七	八・五	六・五	二〇	二五	二〇	二五	一〇〇	一	一四	二〇	〇・一	〇・一	"	一〇五	二二四

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	変動なし	平成一九三九	工事着手予定 年月日	平成一九三九	工事完成予定 年月日	平成一九四一	使用開始予定 年月日

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )												
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)								
六五	七	一〇	二〇	五〇	二五	五〇	一八〇	九〇〇	〇・一	〇・一	〇・二	三〇	三〇	三〇	三八

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

名称 所在地  
たかおクリニツク 下関市小月市原町一番三号

山口県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十九年二月六日

山口県知事 二井 関成  
市町名 施行地区 事業の種類 同意年月日  
美祢市 梅ヶ坪地区 ため池の整備 平成一九、一、二九

山口県告示第五十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。

平成十九年二月六日

山口県知事 二井 関成  
病名 種類 患畜又は疑似患畜の区分 頭数 発生場所 発生年月日  
ヨ一ネ病 牛（ホルスタイン） 患畜 一 美祢市西厚保町原二三六七 平成一九、一、二九

山口県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成十九年二月六日

山口県知事 二井 関成  
指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

周南市大字大潮字芋堀二二一の二、字小河内四八〇の一、四八六の四、字葉ノ内六〇五の七三（次の図に示す部分に限る。）、六〇五の七四、六〇五の一〇一、六〇五の一〇二、六〇五の一四〇、大字鹿野上字仁保谷一六二一、一六二二の二、一六二三の二、一六二四の二、一六二六の二、一六二七の一、字すけふた一六二五の二、大字高瀬字下高固屋二一七三の一、二一七三の五、字上高固屋二一七九の一、字大浴二二二一の一、大字巢山字アゲ山三二四七の二、字中谷三二五五の一、三二五五の八  
保安林として指定された目的  
水源のかん養

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
周南市大字高瀬字上高固屋二一七九の一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)



(六二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年二月六日

山口県知事 二井 関成

入札に付する事項

- (一) 次に掲げる物品等の購入  
物品等の名称  
電気

- (一) 物品等の予定数量  
百八十三万キロワット時
- (二) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期間  
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間
- (四) 納入場所  
山口県岩国総合庁舎及び山口県民文化ホールいわくに
- 二 入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。  
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。  
(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。  
(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づき資格審査において、その他の種目について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。  
(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。
- 三 契約条項を示す場所  
岩国市三笠町一丁目一番一号 岩国県税事務所総務課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
平成十九年二月十三日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分までの間、岩国県税事務所総務課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限  
(一) 記載方法  
落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総

- 額で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (一) 提出場所  
岩国県税事務所総務課
- (二) 受領期限  
平成十九年三月二十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年三月二十七日午後二時)
- 六 入札を執行する場所及び日時  
(一) 場所  
岩国市三笠町一丁目一番一号 山口県岩国総合庁舎共用第二号会議室  
(二) 日時  
平成十九年三月二十七日午後二時
- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
(一) 入札参加資格のない者がした入札  
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札  
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他  
(一) 契約担当者  
岩国県税事務所長 山崎 英一  
(二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(三) 契約書の作成の要否  
要  
(四) 契約保証金  
免除する。

- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、岩国県税事務所総務課(電話〇八二七―二九―一五〇〇)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Iwakuni Prefectural Taxation Office, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and Quantity of the products to be purchased: Electricity, 1,831 thousand kWh.
- (3) Delivery period: 1 April 2007 to 31 March 2008
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Branch Building and Kenmin Bunka Hall Iwakuni
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Iwakuni Prefectural Taxation Office, 1-1-1 Mikasa-cho, Iwakuni-shi (TEL 0827-29-1500)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. 26 March 2007  
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. 27 March 2007)

(六三) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年二月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 事業の内容
  - 市町名 施行地区
  - 萩市 古檀地区
  - 事業の種類
  - ため池の整備
- 二 縦覧の期間
  - 平成十九年二月七日から同月二十六日まで
- 三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六四) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十九年二月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
- 二 出納局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 三 契約に係る物品の名称及び数量
- 四 県立学校ネットワーク用端末機器 一式
- 五 契約の相手方を決定した手続
- 六 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した日
- 八 平成十九年一月十九日
- 九 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
- 十 西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号
- 十一 契約金額
- 十二 六千七百四十一万円
- 十三 随意契約によることとした理由
- 十四 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第八号に該当するため
- 十五 契約担当者
- 十六 山口県知事 二井 関成

平成十九年二月六日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）